

酒田工業用水の使用の手引き

令和3年4月1日

山形県企業局酒田電気水道事務所

目 次

I	総 則		
	I-1	供給条件を定める規程等	2
	I-2	用語の定義	2
	I-3	給水区域	2
	I-4	給水対象	2
	I-5	給水の原則	3
	I-6	水質及び水圧	3
II	工業用水の使用		
	II-1	用途の制限と使用時の注意事項	3
	II-2	超過使用に対する警告	3
III	給水の申し込み		
	III-1	給水の申し込み	4
	III-2	申込使用水量の決め方	4
IV	工業用水道施設の費用負担		
	IV-1	配水管工事の費用負担	5
	IV-2	給水施設の費用負担	5
V	給水施設等		
	V-1	給水施設等の構造等の基準	5
	V-2	受水槽等施設	6
	V-3	新設の工事にかかる試験等	6
	V-4	給水施設等の管理	6
VI	料 金		
	VI-1	使用水量の算定	7
	VI-2	料金の算定及び支払	7
VII	雑 則		
	VII-1	給水停止	8
	VII-2	書類の提出	8
	別 表	提出書類一覧表	9
	様 式		10
	第1図	工業用水使用手続系統図	19
	第2図	工業用水道施設の施工・管理分界	20
	資料1	山形県工業用水道料金徴収条例	21
	資料2	山形県工業用水道供給規程	25
	資料3	工業用水道配水管工事負担金取扱要領	40
	雛形	工業用水供給契約書	47

I 総 則

I-1 供給条件を定める規程等

- (1) 山形県が、工業用水を供給するときの料金その他の供給条件は、山形県工業用水道料金徴収条例（昭和46年3月県条例第21号（以下「条例」といいます。））及び山形県工業用水道供給規程（昭和46年4月企業管理規程第2号（以下「供給規程」といいます。））によります。
- (2) 条例及び供給規程は、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第17条第1項の規程に基づき、経済産業大臣に届け出たものです。

I-2 用語の定義

- (1) 「工業」とは、製造業（物品の加工修理を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいいます。
- (2) 「工業用水」とは、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。）をいいます。
- (3) 「使用者」とは、県が供給する工業用水道を使用することを山形県企業管理者（以下「管理者」といいます。）から承認された者をいいます。
- (4) 「配水管」とは、県の配水池から公道下に布設した県資産及び管理の導管で、原則として官民境界までのものをいいます。
- (5) 「給水施設」とは、配水管から分岐する給水管及びこれに附属する設備で、量水器までのものをいいます。
- (6) 「流末施設」とは、工業用水を使用するための設備で、給水施設及び受水槽（付属給水設備を含む。）以外のものをいいます。

I-3 給水区域

酒田工業用水道の給水区域は、次の区域です。

酒田市、遊佐町

I-4 給水対象

工業用水の給水を受けることができるのは、次の要件を満たしている場合です。

- (1) 給水区域内において工業を営む事業所であること。ただし、工業を営む事業所以外であっても、工業用水の施設に余剰があり、工業用水を給水することが適当と認められる場合には、雑用水として給水することがあります。

＜雑用水としての給水＞

○認められる事業所

下水処理場、し尿処理場、ゴミ焼却場、産廃処理場、庁舎等公共事務所、学校・研究施設、医療・福祉施設、バス・タクシー・鉄道事業所、運送事業所、ショッピングセンター、民間事務所、倉庫、公園、運動場

○認められない事業所

水力発電所、水道事業所

- (2) 申込使用水量が1日当たり50立方メートル以上であること。

I-5 給水の原則

工業用水は、非常災害、工業用水道に係る施設の損傷又は維持改良工事その他やむを得ない理由による場合以外には、給水を停止又は制限しません。

前述の理由により給水を停止又は制限しようとする場合は、原則として予め通知します。

なお、この場合に使用者に損害が生じたとしても、県は損害を補償することはできません。

I-6 水質及び水圧

- (1) 工業用水の水質基準は次のとおりで、これ以外の水質基準は設けておりません。

水質項目	水質基準
水温	30度以下
濁度	10度以下
水素イオン濃度(pH)	6.0以上8.5以下

- (2) 工業用水の水圧は、配水管末において0.05メガパスカル以上です。

II 工業用水の使用

II-1 用途の制限と使用時の注意事項

- (1) 工業用水は、消火のために使用する場合を除き、工業用以外の目的に使用したり第三者に使用させたりすることができません。但し、雑用水の使用が認められている場合には、認められた用途で使用することができます。

<雑用水としての使用>

○認められる用途

冷却水、洗浄水、希釈水、冷房用水、トイレ用水、洗車用水、散水用水、建設・工事用水

○認められない用途

飲用水

- (2) 工業用水を飲用に使用する恐れのある場合は、飲用を禁止する旨の表示をしてください。

II-2 超過使用に対する警告

給水の適正を図るため必要なときは、基本使用水量を超えて使用している使用者に対して、基本使用水量以内で使用するよう警告することがあります。

Ⅲ 給水の申し込み

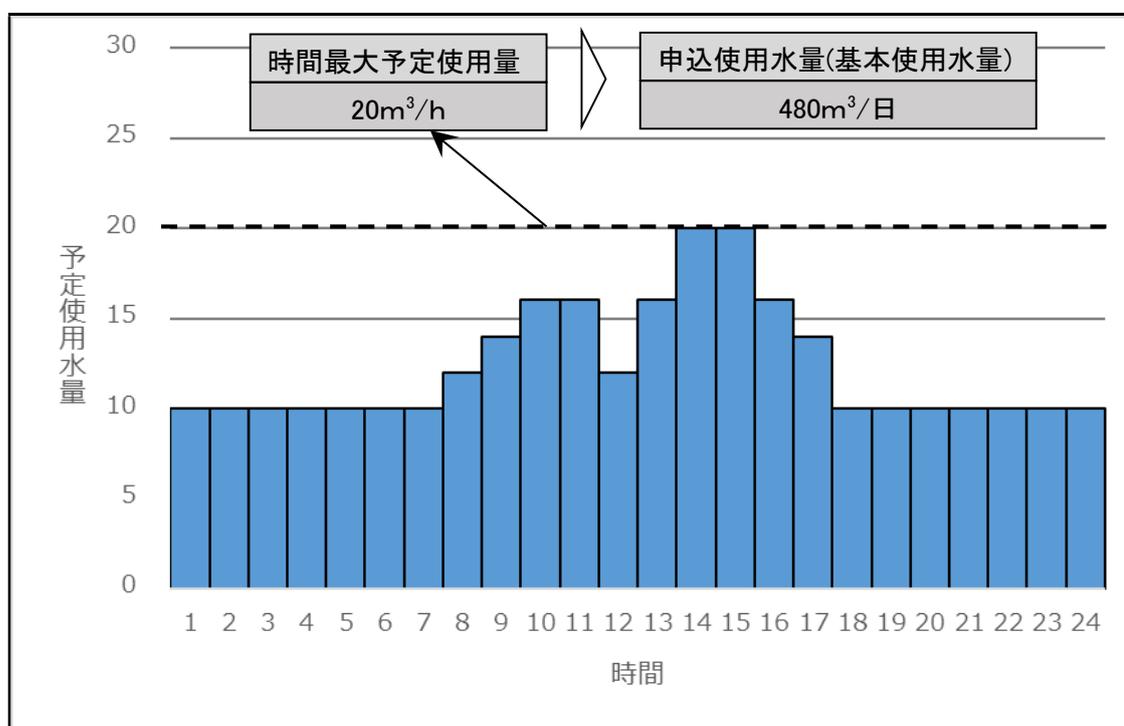
Ⅲ-1 給水の申し込み

- (1) 工業用水の使用を希望する場合は、所定の申込書により申し込みをしてください。
- (2) 管理者は、給水の申し込みを受けた場合には、I-4の給水対象に該当し、かつ、給水能力に余裕があるときは、申込者に承認の通知をします。
- (3) 給水の申し込みに際して配水管等を新設、増設又は改造が伴う場合は、維持管理区分や受水計画などについて、相互に協定などを締結することを原則とします。
- (4) 給水の申し込みから使用開始まで、第1図の「工業用水使用手続系統図」及び第2図の「工業用水道施設の施工・管理分界」を参考に手続きをしてください。給水の申し込みの後、給水開始まで時間を要する場合がありますので事前に山形県企業局酒田電気水道事務所に相談をお願いします。

Ⅲ-2 申込使用水量の決め方

- (1) 申込使用水量は、時間最大予定使用量の24倍の量とします。
- (2) 時間最大予定使用量とは、1時間における予定使用水量のうち最大の水量をいいます。
- (3) 申込使用水量は、年間を通して一定の水量としてください。夏季や冬季等の季節により使用水量が異なる申込はできません。

【例】申込使用水量の決め方



IV 工業用水道施設の費用負担

IV-1 配水管工事の費用負担

使用者が新たに工業用水を使用し、又は使用水量を増加される場合で、配水管を新設、増設又は改造する必要のあるとき(配水管付属設備及び加圧設備等を新設、増設又は改造する場合を含む)は、工事負担金として当該配水管工事に要する費用の全部又は一部を負担していただくことがあります。

工事負担金は、工業用水道配水管工事負担金取扱要領(資料3)に基づき算定します。当該配水管工事に要する費用が、当局妥当投資額を超える場合に、その超過額が工事負担金となります。

配水管工事等を執行する場合は、工事着工前に管理者と使用者の間で契約を締結していただくこととなります。原則として配水管工事等に着手する前に負担金の概算額を納付していただき、工事完了後に精算します。

IV-2 給水施設の費用負担

給水施設は使用者の資産であり、工事施工及び管理は使用者となります。(別添第2図を参照)

V 給水施設等

V-1 給水施設の構造等の基準

給水施設の構造、材質、性能及び設置の場所は、次の各号に適合してください。

- (1) 給水管の始点は配水管延長を最短とする位置を原則として、口径は使用水量に適合したものであること。
- (2) 新たに布設する給水管は、水道用塗覆装鋼管、ダクタイル鋳鉄管など耐震管であること。
- (3) 水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、漏水又は汚水混入の恐れがないこと。
- (4) 凍結、電食、衝撃、温度変化等により破損の恐れのある箇所には、適当な防護の措置がとられていること。
- (5) 給水施設には、配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等を直結させないこと。
- (6) 逆流及び工業用水の汚染を防止することができるものであること。
- (7) 給水施設には、他の水道給水施設等と識別のため、判別標識等を設けること。
- (8) 官民境界から1メートル以内に給水施設メンテナンス用として制水弁を設けること。ただし、配水管(枝管)の取出弁が官民境界付近に設置される場合は、量水器付近の一次側に制水弁を設けることができる。
- (9) 官民境界から1メートル以内に制水弁を設ける場合は、制水弁以後を給水施設として施工及び管理すること。
- (10) 量水器は、次の基準に適合したものであること。
 - ア 使用水量に適合したものであること。
 - イ 計量精度が高いものであること。(計量法の検定対象となる水道メーターは、検定有効期間

内のものであること。その他の量水器は、総合誤差が3%以内のものであること。)

ウ 積算機能があること。

エ 耐圧強度は、設計配水圧力の1.5倍以上あること。

オ 基本使用水量が一日当たり300立方メートル以上の使用者にあつては、超過流量積算付きの量水器であること。

カ 基本使用水量が一日当たり1,000立方メートル以上の使用者にあつては、電磁流量計であること。

キ 設置場所は、積雪期においても容易に検針でき、汚水が入りにくい場所であること。

ク 量水器を地中に設置する場合には、コンクリート造り又は鑄鉄製の箱に入れること。

(11) 量水器をバイパスする配管は設けないこと。

V-2 受水槽等施設

(1) 設置の義務

工業用水を受水するために受水槽を設置してください。

(2) 構造等の基準

ア 受水槽の大きさは、工業用水を均等に受水でき、かつ、工業用水道施設の停電、事故、維持改良工事等による工業用水の断水の場合にも必要水量(目安:契約水量の6時間分以上)を確保できる容量のものであること。なお、受水槽の容量などについては「給水施設工事(受水槽等)承認申請書」提出前に双方で十分な協議を行い、受水槽等施設で必要水量を確保できない場合は、流末施設で十分な容量の水槽を設けること。

イ 受水槽の流入管は落とし込みとし、受水槽の最高水面との間隔が10センチメートル以上あること。

ウ 流入弁は、開閉時に配水管に水衝圧を生じないような構造及び制御方式であること。

エ 受水槽の流入管には、配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等を直結させないこと。

オ 受水槽の流入管には、給水管等の洗管を目的とした排水設備を設けること。

V-3 新設の工事にかかる試験等

給水施設等への通水・水張試験については、原則として給水開始後とします。これにより難い場合は、双方協議のうえ決定します。

V-4 給水施設等の管理

(1) 給水の適正を図るために必要があるときは、係員が給水施設及び受水槽へ立入検査をすることがあります。この場合には、検査員証を携帯します。

(2) 立入検査の結果、必要があると認めるときは、使用者に対して修繕その他の処置を指示することがあります。

(3) 使用者は、管理者の承認を得ないで給水施設を改造する等、給水施設の機能を妨げる行為をしてはいけません。

(4) 口径350ミリメートル以下の量水器は計量法に基づき8年毎の検定が必要であるため、検定有効期間が満了する前に交換するか再検定を受けてください。

- (5) 量水器の修理又は検定のため量水器を外すときは、あらかじめ山形県企業局酒田電気水道事務所にご連絡してください。

VI 料 金

VI-1 使用水量の算定

- (1) 基本使用水量
 申込使用水量に基づいて管理者が承認した1日当たりの使用水量
- (2) 超過使用水量
 ア 超過流量積算付き量水器を用いる場合
 当該月における超過流量積算値で、基本使用水量の1時間当たりの水量を超えて使用された当該月累計水量
 イ その他の量水器を用いる場合
 当該月の使用水量から、基本使用水量に当該月の日数(検針日の翌日から検針日までの日数)を乗じて得た水量を減じて得た水量
- (3) 量水器の故障等によって計量することができないときは、管理者が前月又は前年同月の使用水量等を考慮して使用水量を認定します。
- (4) 月の途中で使用を開始し、中止又は廃止したときは、日割り計算によります。

VI-2 料金の算定及び支払

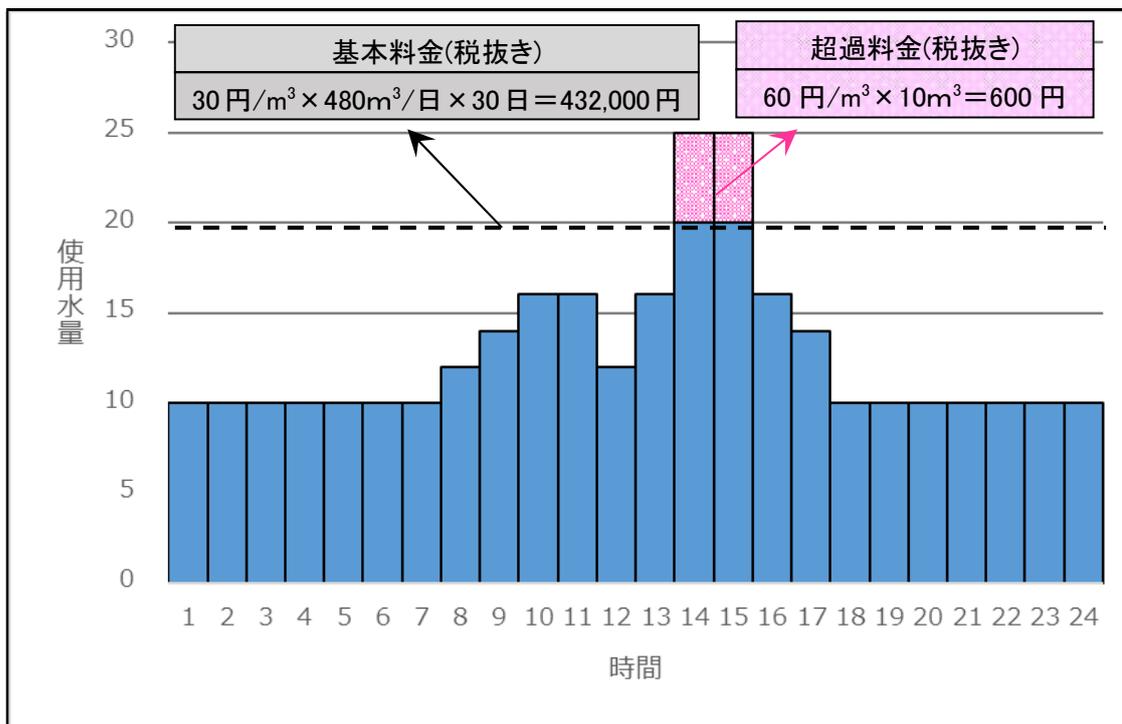
- (1) 検針日とは工業用水道用メーターの水量を確認する日で、基本的に月末の平日に行います。
- (2) 料金は、1箇月毎にいただきます。
- (3) 1箇月分の料金は、次により算定した基本料金と超過料金との合計額に消費税額を加えた額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とします。

料 金 種 別	算定方法(消費税抜き)
基 本 料 金	30(円/m ³)×基本使用水量(m ³ /日)×当該月の日数※
超 過 料 金	60(円/m ³)×当該月の超過使用水量(m ³)

※ 当該月の日数は、検針日の翌日から検針日までの日数になりますので、月の暦日数と必ずしも一致しません。

- (4) 料金の支払いは、納入通知書を送付しますので、納入通知書記載の納付期限までに銀行窓口へ納入してください。

【例】超過流量積算付き量水器の料金算定（日数 30 日、超過使用水量 10m³ のみの場合）



Ⅶ 雑 則

Ⅶ-1 給水停止

使用者が次の各号の一に該当するときは、給水を停止することがあります。

- (1) 工事負担金又は料金を3箇月以上滞納しているとき
- (2) 正当な理由がなく給水施設の立入検査を拒んだり妨げたりしたとき
- (3) 立入検査の結果出した指示に従わないとき
- (4) 無断で給水施設を操作する等、給水施設の機能を妨げる行為をしたとき
- (5) 給水を受けた工業用水を工業用水以外の目的（消火用を除く）に使用したり、又は第三者に使用させたりしたとき
- (6) 超過使用に対する警告を受けても、なお超過使用しているとき

Ⅶ-2 書類の提出

管理者に提出する書類は、正副2部とし、山形県企業局酒田電気水道事務所へ提出してください。

別表

提出書類一覧表

事項	提出書類名	添付書類	提出期限
新たに給水を受けようとするとき	工業用水給水申込書 (様式第1号)	工業用水受水計画表 (様式第1-1号) 工業用水使用系統図 業務概要書 工場平面図	給水施設工事着手の 2箇月前
基本使用水量を変更しようとするとき	工業用水給水変更申込書 (様式第1号)	変更理由書 工業用水受水計画表 (様式第1-1号) 工業用水使用系統図	変更予定日の 1箇月前
給水施設の新設、増設、改造、修繕又は撤去の工事をしようとするとき	給水施設工事承認申請書 (様式第3号)	工事設計図 (平面図、縦断図及び構造図) 量水器の仕様書及び図面	工事着手の 1箇月前
受水槽の新設、増設、改造又は撤去の工事をしようとするとき	受水槽等工事承認申請書 (様式第3号)	工事設計図 (平面図、縦断図及び構造図) 受水量制御方式説明書 (撤去の場合は不要)	工事着手の 1箇月前
流末施設を新設しようとするとき	流末施設新設工事届 (様式第4号)	工事設計図 (平面図、縦断図及び構造図)	工事着手の 7日前
給水施設の新設等の工事が完成したとき	給水施設工事完成届 (様式第3-1号)		速やかに
工業用水の使用を開始しようとするとき	工業用水使用開始届 (様式第9号)		使用開始日の 7日前
給水施設に異常を認めたとき	給水施設検査請求書 (様式第7号)		速やかに
工業用水の使用を中止又は廃止しようとするとき	工業用水使用中止(廃止)届 (様式第9号)		1箇月前
所在地、名称、又は代表者氏名に変更があったとき	住所等変更届 (様式第10号)		速やかに

書類の提出先

山形県企業局酒田電気水道事務所

〒999-6727 山形県酒田市中野俣字赤田沢6

TEL 0234-61-9720

FAX 0234-61-9650

様式第 1 号

工業用水給水（変更）申込書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり工業用水の給水を受けたいので申し込みます。

給 水 場 所		
給 水 工 場 名		
申 込 使 用 水 量	m ³ /日	
時 間 最 大 予 定 使 用 量	m ³ /h	
用 途 別 予 定 使 用 量		m ³ /日
	計	m ³ /日
給 水 開 始 予 定 期 日	年 月 日	

- (注) 1 申込使用水量欄には、時間最大予定使用量に 24 を乗じて得た水量を記入すること。
- 2 時間最大予定使用水量欄には、1 時間における予定使用水量のうち最大の水量を記入すること。
- 3 変更の場合は、変更後の予定使用水量を記入すること。
- 4 新規申し込みの場合は、業務概要書及び工場平面図を添付すること。
一部改正〔昭和56年企管規程 2 号・平成 6 年15号〕

備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

工業用水受水計画表

第1表 使用水量内訳(m³/日)

工場名 _____
 連絡先(TEL) _____ 担当者 _____

使用水量	年度	年度	年度	年度	年度	備考
① 使用水量						
内 訳	② 工業用水道より受水	()	()	()	()	()
	③ 地下水					
	④ 上水道					
	⑤ 回収水					

- (注) 1 使用水量は、工場内で使用される水量の合計値で、工業用、飲用等全てを含む水量を記入してください。
- 2 「工業用水道より受水」欄の()内は、時間当たり最大受水量×24Hで算出した水量(契約水量に相当します。)を記入してください。なお、不確定要素のある場合は備考欄に記入してください。
- 3 回収水については、冷却水、暖房用等に使用された水を再使用するものについて記入してください。

第2表 工業用水道より受水量の用途別使用水量内訳(m³/日) 受水槽有効容量 m³

用途	年度	給水開始時()		年度		年度	
		水 量	算定方法	水 量	増量要因	水 量	増量要因
① 使 用 水 量	ボイラー用水						
	原料用水						
	洗浄用水						
	冷却用水						
	その他雑用水						
	使用水量合計						
②時間当り最大使用水量(A)							
③受水槽による調整量(B)							
④時間当り最大受水量(A-B)							

様式第1-1号 (記載例)

工業用水受水計画表

工場名 ○○工業(株)

第1表 使用水量内訳(m³/日)

連絡先(TEL)123-456-7890 担当者 所長 ○○ 太郎

使用水量 年度		令和元~2年度	令和3~4年度	令和5~6年度	令和7~8年度	令和9~10年度	備 考
①使用水量		376	376	1,050	1,050	1,050	
内 訳	②工業用水道より受水	(240) 176	(240) 176	(720) 700	(720) 700	(720) 700	
	③地 下 水	100	50				
	④上 水 道	100	50	50	50	50	
	⑤回 収 水		100	300	300	300	

- (注) 1 使用水量は、工場内で使用される水量の合計値で、工業用、飲用等全てを含む水量を記入してください。
- 2 「工業用水道より受水」欄の()内は、時間当たり最大受水量×24Hで算出した水量(契約水量に相当します。)を記入してください。なお、不確定要素のある場合は備考欄に記入してください。
- 3 回収水については、冷却水、暖房用等に使用された水を再使用するものについて記入してください。

第2表 工業用水道より受水量の用途別使用水量内訳(m³/日) 受水槽有効容量 200 m³

		年度		年度		年度	
		令和元~4年度		令和5年度以降			
		水 量	算定方法	水 量	増量要因	水 量	増量要因
① 使 用 水 量	ボ イ ラ ー 用 水	24	1m ³ /時×24H	100	第2期計画 による増設		
	原 料 用 水						
	洗 浄 用 水	32	4 × 8	120			
	冷 却 用 水	120	5 × 24	480			
	そ の 他 雑 用 水						
使用水量合計		176	→第1表の②と一致	700			
②時間当り最大使用水量(A)		1 0		3 0			
③受水槽による調整量(B)		0		0			
④時間当り最大受水量(A-B)		1 0		3 0			

様式第3号

給水施設工事（受水槽等^{そう}工事）承認申請書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名 印

（法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名）

次のとおり給水施設工事（受水槽等^{そう}工事）を施行したいので申請します。

工 事 の 施 行 場 所	
工 場 名	
基 本 使 用 水 量	m ³ /日
予 定 工 事 期 間	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
工 事 設 計 書	別添のとおり
施 行 方 法	

一部改正・旧様式6号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕様式備考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

給 水 施 設 工 事 完 成 届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

年 月 日付けで承認のあつた給水施設の工事が完成したので届け出ます。

工 事 の 施 工 場 所	
工 事 完 成 年 月 日	着 工 年 月 日
完 成 検 査 希 望 年 月 日	完 成 年 月 日
工 事 施 工 者	住 所 氏 名

備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

様式第4号

流末施設新設工事届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり流末施設を新設したいのでお届けします。

工 事 の 施 行 場 所	
工 場 名	
予 定 工 事 期 間	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
工 事 設 計 書	別添のとおり

一部改正・旧様式8号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕様式
備考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

様式第7号

給水施設検査請求書

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり給水施設を検査されるよう請求します。

工 場 名	
異 状 の 場 所	
異 状 の 状 況	

旧様式11号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式6号繰下〔平成19年企管規程7号〕

備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

様式第9号

工業用水使用開始（中止、廃止）届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名）

次のとおり工業用水の使用を開始（中止、廃止）したいので届けます。

給 水 の 場 所	
工 場 名	
理 由	

旧様式13号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式8号繰下〔平成19年企管規程7号〕

備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

様式第10号

住 所 等 変 更 届

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては所在地並びに名称及び代表者氏名)

次のとおり住所（氏名、その他）を変更したので届けます。

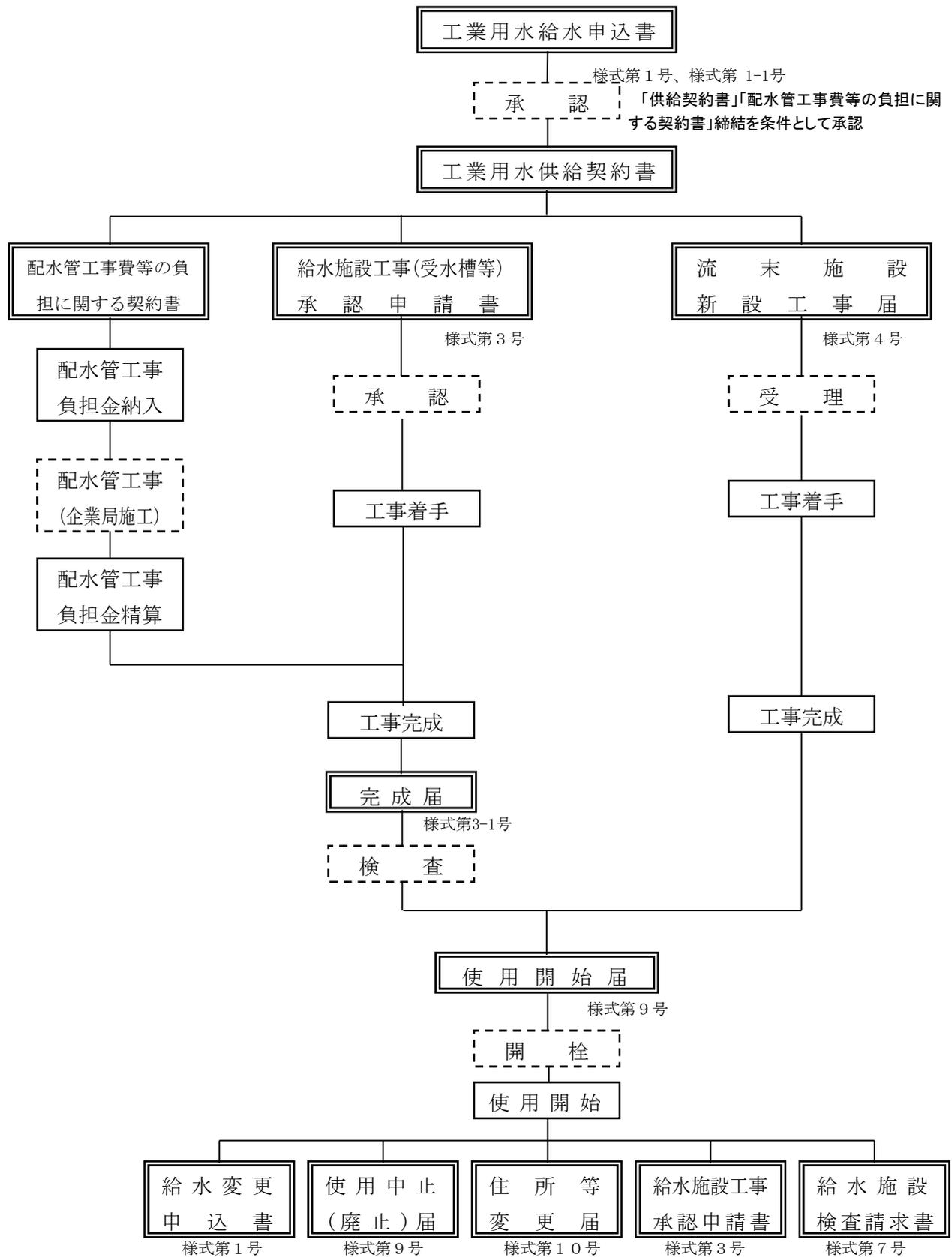
変 更 の 内 容	
変 更 の 時 期	
そ の 他	

旧様式14号繰上〔昭和56年企管規程2号〕、一部改正〔平成6年企管規程15号〕、旧様式9号繰下〔平成19年企管規程7号〕

備 考 用紙の寸法は、日本標準規格A列4とします。

第1図

工業用水使用手続系統図



工業用水道施設の施工・管理分界

